

議案第 1 号

印西都市計画生産緑地地区の変更について

印西都市計画生産緑地地区の変更（印西市決定）

印西都市計画生産緑地地区中第2号大森第2生産緑地地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番号	生 産 緑 地 名		
2	大森第2生産緑地地区	約 - ha	廃止 △約0.08ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

主たる従事者の故障により買取り申し出が行われ、行為の制限が解除されたため、本案のように都市計画の変更をおこなうものである。

印西都市計画生産緑地地区の変更理由

生産緑地地区は、市街化区域において緑地機能等優れた農地等について、公害または災害の防止、農地等と調和した都市環境の保全等の観点から、計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、また、公共施設等の敷地に適することなどの目的により、指定されます。

生産緑地地区として指定された農地等は、生産緑地法第7条から第9条の規定に基づき、農地として管理する義務を負い、建築物等の建設や宅地の造成等の制限といった「行為の制限」が適用され、生産緑地としての機能が担保されることとなります。

他方、生産緑地地区として指定後、一般的に営農できる予測可能な期間として30年経過後、または、農業の主たる従事者の死亡若しくは農業に従事することが不可能な故障等、明らかな事情変更があった場合については、生産緑地法第10条の規定により、市町村長に対し、土地所有者は、生産緑地の買取りを申出ることができます。

この生産緑地の買取り申出が行われ、地方公共団体等で買取りができず、さらに他の農林漁業者への斡旋も不調に終わり、申出後、3ヶ月以内に所有権が移転しない場合については、生産緑地法第14条の規定により、「行為の制限」が解除となります。

したがって、第2号大森第2生産緑地地区については、「行為の制限」が解除となった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、都市計画変更（廃止）するものです。

変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表				
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前		備考
				地区数	合計面積	地区数	合計面積	
1地区	—	約0.08ha	△約0.08ha	17地区	約2.50ha	18地区	約2.58ha	—

都市計画を定める土地の区域

印西市大森字六軒の一部の区域

印西都市計画生産緑地地区の変更について(印西市決定) 位置図



